

令和 7 年第 9 回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会长桐澤いづみは、令和 7 年 9 月 19 日付を以って、同 9 月 29 午後 3 時 00 分から鹿嶋市役所 3 階 301 会議室において、第 9 回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名人の選任について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 4 号 非農地通知申出書について
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 3 号 制限除外の農地の移動届出について
報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 5 号 農用地利用集積等推進計画の認可について
報告第 6 号 鹿嶋市地域計画の変更について

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

会議の経過

(開会 午後3時04分)

議長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了。

それでは、令和7年第9回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

5番山本清治君、6番大槻勝敏君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第5号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

係長岡本圭君。

係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機3台、田植機2台、コンバイン1台、ユンボ1台、回送車1台、

農作業に従事する日数は年間312日、農地の所有につきましては、自作地約446アール、借入地約85アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、マコモダケを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間205日、農地の所有につきましては、自作地約204アール、貸付地約216アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1津賀地内案件について、5番山本清治君にお願いします。

5番 はい、5番山本です。9月26日に現地を見てまいりました。現地は境が分からぬくらい草が大分生えていました。畑として使うには使えると思いますのでよろしくご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に番号2浜津賀地内案件について、3番清宮茂信君にお願いします。

3番 はい、3番清宮です。28日に現地調査をいたしました。現在サツマイモが作付けされておりまして、問題ないと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。番号2について、土地改良区への連絡がありませんでしたが、気になっているのは、農業委員会には直接関係ないのですが、譲渡人はおそらく十年以上賦課金を滞納しております、その辺のところも権利移転になつた場合にきちんと精査していただきたい。また、譲受人にも申し送りをしていただきたい。かなり滞納していますから。ご主人が亡くなられてからおそ

らく20年位は滞納していると思います。この土地を買えるくらいの清算金になっていると思います。

議長 事務局なにかありますか。

事務局 ご意見ありがとうございました。引き継ぎできるところは情報共有などしてまいりたいと思いますが、対応については後ほどご相談させてください。以上です。

議長 ほかにご意見ご質問ありませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1及び番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付しております。

つづきまして番号2について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。なお本申請は続く番号3と同一事業の申請であり、権利の移転等の都合上2つの申請

に分けたもので、番号2については使用貸借権の設定で、番号3については所有権の移転でございます。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン正式申し込み写が添付されております。なお地域計画区域につきましては、令和7年9月1日付けて除外されております。

つづきまして番号4について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、土地改良事業が施工され農地が集団的に存在している区域内であり第一種農地と思料いたします。また、農振農用地区域に該当いたします。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農業振興地域整備計画の変更についての通知、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。また、大野土地改良区より意見書が添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン事前審査結果のお知らせ写が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、昨年農振農用地の除外を行いまして、当初より地域計画には指定されておりません。

最後に番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、譲受人である事業者の決算報告書及び有価証券報告書が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、9月17日水曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、山本委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号5につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないところから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐 飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

番号1につきましては、目的は太陽光発電施設の事業用地の面積の変更に伴う変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、当初予定していた太陽光発電施設の事業計画地の面積1984平方メートルにつきまして、計画の半分の面積にて事業を行うこととしたため、変更を行うものです。設置工事及び分筆についてはすでに実施されており、従前地番をふられました土地については太陽光パネルが設置さ

れております。残りの分筆後使っていな土地に関しましては、そのままの状態です。関係書類については、申請事業者より変更・分筆に伴う公図、配置図、始末書が添付されております。

続きまして番号2でございます。目的は砂利採取事業の期間延長に伴う変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の当初期間が令和6年10月3日から令和7年10月2日までなっておりましたが、継続して事業を行うことから、認可日から令和8年10月2日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書写が添付されております。また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書写が添付されております。事業計画その他施設の概要等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番笹本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計

画変更申請」番号 1 及び番号 2 については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第 4 号「非農地通知申出書について」を付議いたします。
事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第 4 号「非農地通知申出書について」ご説明いたします。
番号 1 についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、
非農地となった時期、及び申出をする理由につきましては、議案書記載のと
おりでございます。本件土地については、土地改良事業が施工された一団の
農地の中にある農地で、登記上の地目が田となっております。現在は耕作さ
れておらず、荒廃した遊休農地であるとのことで、今回、申し出に至ったも
のでございます。本件土地につきましては、令和 4 年 3 月総会における登記
官照会に対しまして、農地として回答しているところでございます。また、
当市においては、同種の証明である現況証明いわゆる非農地証明の交付基準
において、ホームページにて公開しているところでございます。土地改良事
業等基盤整備事業の実施や計画がある土地については、非農地証明を発行し
ない旨を公表していることから、非農地としての判断は、難しいと思料いた
します。

以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第 38 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、現地
調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2 番 笹本真由美君。

2 番 はい、2 番 笹本です。議案第 4 号「非農地通知申出書について」現地調査
の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申出人、
申し出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要と
する理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号 1 につき
まして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ非農地
ではなく農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 この申出のあった土地については、令和4年にも登記官照会において農地と回答していること。また、現在も湖岸南部土地改良区内の土地で第一種農地であることから、農地と回答することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案第4号「非農地通知申出書について」は、申し出のあった土地は農地とすることとします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

なお、10番笠貫順一君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められており、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年9月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

議長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規

については 17 筆で面積が 11,522 平方メートル、畠の新規については 52 筆で面積が 67,722 平方メートル、合計いたしますと 69 筆で面積が 79,244 平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第 5 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

ただいま、議案第 5 号については審議終了いたしましたので、10 番笠貫順一君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議 長 続いて、日程第 4 報告第 1 号ないし報告第 6 号についてであります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」ないし告第 6 号「鹿嶋市地域計画の変更」については、鹿嶋市農業委員会事務局業務規程第 6 条に基づき、専決処分いたしました。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和 7 年第 9 回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後 3 時 40 分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人